

大阪府立大学・大阪市立大学の法人統合問題に関する見解

2013年5月20日

全国公立大学教職員組合連合会中央執行委員会

近年、公立大学の今後の在り方を左右しかねない、際だった動きが大阪において見られます。公立大学の統合にかかわる問題です。個々の大学の主体性にかかわることゆえ、全国公立大学教職員組合連合会としては、見解の公表を控えてきましたが、公立大学全体の将来を左右することでもあり、全国組織の組合の連合体としての責任からも、この問題に対し見解を明らかにしておくべきと考えました。

ご承知のとおり、大阪府・大阪市は、自らの設置する大阪府立大学・大阪市立大学の統合を発表しました。両法人の統合は2016年と公表されています。

両大学法人の統合案は、そもそも橋下徹大阪市長の大阪都構想に端を発するものでした。しかし、府市の統合を達成し、大阪都を実現させる為には、幾つもの法的整備や府民全体の理解と合意が必要となります。では、法整備や住民合意の現状はどうなっているのでしょうか。少なくとも2013年5月時点で、大阪都実現のための法案が審議入りするという話は聞きません。仮に大阪都が2016年に誕生するとして、ではそのタイムスケジュールでは、いつ法案が通ることになっているのでしょうか。政令指定都市大阪・堺両市住民のコンセンサスはいつ得られるという計画なのでしょう。伝統ある行政単位としての両市の消滅という計画が、どれだけ住民に浸透しているのでしょうか。派手に演出された大阪都のメリットとされるものに較べ、具体的で生々しい不利益変更の面をどれだけ住民が認識しているのでしょうか。

誤解のないようお願いします。大阪都実現をめざす政策に反対を述べているのではありません。実現不可能だと宣伝しているのでもありません。述べておきたいのは、ただ一点。大阪府立大学・大阪市立大学の統合の前に、大阪都は本当に実現するのですか。その一点です。

もちろん、行政組織から独立した形で二つの公立大学法人が統合するという選択肢もありえます。但し、その場合にも、地方独立行政法人法の改正が必要となります。法律の改正は、本当に2016年の統合に間にあうのでしょうか。また、その保証はどこにあるのでしょうか。

確かに、いざという時のために手は残されています。法人解散という手です。まず公立大学法人大阪市立大学が自ら解散し、公立大学法人大阪府立大学に吸収されるという筋書きです（通常、その逆のシナリオはあり得ません）。企業でいうところの吸収合併です。一般に吸収合併される企業の運命がどのようなものか、とりたてて言う必要のないことでしょうし、それは勝手な臆測でしかありません。また運命を甘んじて受け入れることも、法人としての一つの生き方であり、他所からとやかく言われる筋合でもないでしょう。

しかし、次の点だけは強調しておかねばなりません。公立大学法人は誰からの付託により成り立っているのかという、法人存立の基盤にかかわる認識です。広くは国民、狭い意味では設置自治体及びその住民のための大学を謳ってきたのではないのでしょうか。

その基盤をなす自治体の形態の行方が定まらぬ中で、市民から解散の請求が起こっているわけでもないのに、大学法人が自ら解散の計画を立てるとするのは極めて異様な事態です。特に公立大学は、個々に様々な設置の理念や経緯をふまえて今日に至っているものです。その点の総括抜きに解散をすれば、長い伝統を有する大学理念への背信行為ではありませんか。そもそも府立大学・市立大学は誰の為に法人統合をめざすのでしょうか。未だ存在せぬ仮想の大阪都民のため、とでもいうのでしょうか。それこそ大学を地域から遊離させる行いであり、両大学のアイデンティティー、延いては公立大学全体のアイデンティティーをないがしろにする行為ではないのでしょうか。

公立大学の理念の基本であった地域住民と共に歩む大学、その理念に立ち戻ったとき、今、何が優先されるべきなのでしょう。

関係諸氏が大学人として恥じることのない手法をもって、そして手間を惜しむことなく、この問題に臨まれることを切に願うものです。